Article 25

Reservations

1. At the time of signature, ratification, acceptance, approval or accession, each State may formulate reservations, unless the reservations are incompatible with the object and purpose of this Treaty.

2. A State Party may withdraw its reservation at any time by notification to this effect addressed to the Depositary.

Article 26

Relationship with other international agreements

1. The implementation of this Treaty shall not prejudice obligations undertaken by States Parties with regard to existing or future international agreements, to which they are parties, where those obligations are consistent with this Treaty.

2. This Treaty shall not be cited as grounds for voiding defence cooperation agreements concluded between States Parties to this Treaty.

Article 27

Depositary

The Secretary-General of the United Nations shall be the Depositary of this Treaty.

Article 28

Authentic Texts

The original text of this Treaty, of which the Arabic, Chinese, English, French, Russian and Spanish texts are equally authentic, shall be deposited with the Secretary-General of the United Nations.

DONE AT NEW YORK, this second day of April, two thousand and thirteen.

告示

○外務省告示第三百四十二号

日本国政府は、平成二十五年四月二日にニューヨークで作成された「武器貿易条約」の受諾書を平成二十六年五月九日に国際連合事務総長に寄託していたところ、同条約は、その第二十二条1の規定に従い、平成二十六年十二月二十四日に効力を生ずる。

なお、同条約の締約国は、平成二十六年十月二十二日現在、次のとおりである。

アルバニア共和国、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、バハマ国、ベルギー王国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア共和国、ブルキナファソ、コスタリカ共和国、クロアチア共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドミニカ共和国、エルサルバドル共和国、エストニア共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、グレナダ、ギニア共和国、ガイアナ共和国、ハンガリー、アイスランド共和国、アイルランド、イタリア共和国、ジャマイカ、ラトビア共和国、ルクセンブルク大公国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マリ共和国、マルタ共和国、メキシコ合衆国、モンテネグロ、ニュージーランド、ナイジェリア連邦共和国、ノルウェー王国、パナマ共和国、ポルトガル共和国、ルーマニア、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、サモア独立国、セネガル共和国、シエラレオネ共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、スペイン、スウェーデン王国、トリニダード・トバゴ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ウルグアイ東方共和国

平成二十六年十一月六日

外務大臣　岸田　文雄

公告

諸事項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２１号

石川県輪島市鳳至町上町51番地
債務者　株式会社能登昭
代表者代表取締役　的場　忠弘
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉森　芳博
4　破産債権の届出期間　平成26年11月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午後２時

金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第１２７号

茨城県つくば市竹園１丁目８番地２
債務者　有限会社海原商事
代表者取締役　海原　竹司
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　賢介
4　破産債権の届出期間　平成26年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午後２時30分

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第９９９７号

東京都練馬区春日町２丁目25番６号
債務者　有限会社小島工務店
代表者代表取締役　小島　　誠
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片桐　　武
4　破産債権の届出期間　平成26年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月16日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部